

福岡県公報

平成26年12月5日
第3651号

目次

告示(第1007号-第1018号)

○公有水面埋立ての竣功認可	(港湾課)	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除(環境保全課)		3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○臨港地区分区の変更の案の縦覧	(港湾課)	6
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	7
○平成26年度ふぐ処理師試験の実施について	(保健衛生課)	7
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	9
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	11
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	14

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課)	14
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課)	15
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活安全総務課)	15

告 示

福岡県告示1007号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年12月5日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

- 竣功認可年月日
平成26年11月14日
- 竣功認可を受けた者の名称及び住所(主たる事務所の所在地)並びにその代表者の氏名
(1) 竣功認可を受けた者
福岡県
福岡市博多区東公園7番7号
(2) 代表者

福岡県知事 小川 洋

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

京都府菟田町鳥越町9番1及び10番1の地先公有水面

(2) 区域

2-2-2工区

次の各地点のうち㊸の地点と㊹の地点を結んだ線、㊹の地点と㊺の地点を結んだ線、㊺の地点と㊻の地点を結ぶ昭和54年7月20日付け54港第45号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・Lプラス4.04メートルより決定）、㊻の地点と㊼の地点を結ぶ昭和54年7月20日付け54港第42号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・Lプラス4.04メートルより決定）、㊼の地点と㊽の地点を結ぶ昭和54年7月20日付け54港第42号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・Lプラス4.04メートルより決定）、㊽の地点と㊾の地点を結んだ線及び㊾の地点と㊿の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 松山三角点（北緯33度48分10秒14、東経130度59分17秒41（日本測地系））から56度21分51秒、2,124.04メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から157度14分00秒、893.01メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から247度14分00秒、430.00メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から337度14分00秒、539.80メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から337度14分00秒、364.00メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から68度22分45秒、350.07メートルの地点

(3) 面積

2-2-2工区 386,742.03平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年2月23日6港第419号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所
菟田町役場

福岡県告示第1008号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第

3項の規定により公示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 五郎ヶ畑

2 区域の所在地 宮若市三ヶ畑字田尻

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宮若市三ヶ畑字田尻	1170番5	1号及び2号
	1174番5	3号
	1189番3	4号
	1190番	5号
	1195番	6号
	1196番2	7号
	1200番地先道路敷	8号
	1201番地先道路敷	9号

福岡県告示第1009号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 野辺田

2 区域の所在地 八女市黒木町北木屋字野辺田、字千手ノ上

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市黒木町北木屋字千手ノ上	240番1	1号及び2号
八女市黒木町北木屋字野辺田	353番	3号及び4号
	364番2	5号
	364番5	6号
	320番	7号
	345番3	8号
	344番2地先道路敷	9号
	351番1地先道路敷	10号
	375番1地先道路敷	11号
	369番地先道路敷	12号
362番1	13号	

福岡県告示第1010号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、次の要措置区域の全部について指定を解除する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 指定を解除する要措置区域
糟屋郡久山町大字久原字原2940番、2937番2及び2940番3の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第1011号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
宮若市山口字上弥ヶ谷6400の2、6403の1、6403の2、6404から6408まで、6411の1、6412から6414まで、6415の1、6416
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1012号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
宮若市下字古木2805の1から2805の7まで、2823、2834、2835の7、2848の1、2848の8から2848の12まで、宇西尾平3637、3638、3639の1、3639の2、3640、3641、宮田字千石1714の2、宇平瀬2099の4、2099の13、2099の14、宇小性町2147の2、2148から2150まで、2151の1、2153
- 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1013号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡筑前町曾根田字中ノ谷44の20、44の30、字藤ヶ尾58の1、58の37、字灰ノ木64の2、字湯ノ谷132の35、132の45、132の50、字白石205の8、205の27、205の36、205の59、205の60、205の62、205の70、205の75、205の95、142の21・205の58・205の71・212（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字檜原280の1、280の2、280の9、字砂川原315の1・315の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤグラ372の1、372の2、372の4、372の5、372の8から372の17まで、372の20、372の50、372の53、372の3・372の6・372の7・372の18・372の19（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字壺ノ葉1018の1・1018の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1014号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字大楮原4173の1、4175、4177の1、4177の7、4187、4201の1、黒木町木屋字柳原3460の1、3460の2、字桑ノ木迫4969、4970、4974、4980、4981、4984

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大楮原4173の1・4175（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字桑ノ木迫4969・4970・4984（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1015号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字山口2679の22（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1016号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた

ので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字蕨原1660の93（国有林）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女春香線	前	八女市上陽町久木原2455番1先から 八女市上陽町久木原2451番1先まで	6.5 ～ 9.5	111.0
			後	八女市上陽町久木原2455番1先から 八女市上陽町久木原2451番1先まで	6.5 ～ 13.0	111.0

福岡県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年12月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女香春線	八女市上陽町久木原2455番1先から 八女市上陽町久木原2451番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
春日市須玖南一丁目81番、82番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市岡本六丁目51番地
村田 瑞子

公告

荷原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
溯上 洋	朝倉市黒川1610番地

北原 政則	朝倉市堤1528番地
手嶋 清博	朝倉市佐田4120番地
手嶋 精三	朝倉市佐田4406番地 2
井上 靖弘	朝倉市荷原1425番地
太田 静雄	朝倉市堤1145番地
手嶋 享二	朝倉市佐田4014番地

2 退任監事

氏 名	住 所
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地
北原 平實	朝倉市堤1139番地

3 就任理事

氏 名	住 所
井上 靖弘	朝倉市荷原1425番地
手嶋 享二	朝倉市佐田4014番地
矢野 昇	朝倉市堤1144番地
北原 平實	朝倉市堤1139番地
手嶋 精三	朝倉市佐田4406番地 2
太田 静雄	朝倉市堤1145番地
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地

4 就任監事

氏 名	住 所
溯上 洋	朝倉市黒川1610番地
北原 政則	朝倉市堤1528番地

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した、臨港地区内の分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を、平成26年12月5日から12月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部

港湾課に意見書を提出することができる。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称
大牟田都市計画臨港地区三池港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
工業港区及び修景厚生港区
- 3 分区を変更する土地の区域
 - (1) 工業港区
大牟田市新港町の一部
 - (2) 修景厚生港区
大牟田市新港町の一部
- 4 変更に係る分区の案の縦覧場所
福岡県県土整備部港湾課
福岡県南筑後県土整備事務所
福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所
大牟田市都市整備部都市計画・公園課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成26年12月5日から平成26年12月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
大牟田都市計画臨港地区の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域
大牟田市新港町、西港町一丁目、西港町二丁目、浪花町、西山町及び早米来町二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市整備部都市計画・公園課

公告

平成26年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格
次のいずれかに該当する者が受験できる。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
 - (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの
- 2 試験
 - (1) 方法
試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。
 - ア 衛生法規
 - イ 食品衛生学
 - ウ ふぐに関する知識
 - エ ふぐの処理に関する実技
 - (2) 日時及び場所

日 時		科 目	場 所
平成27年3月3日 (火曜日)	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等 説明	

午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識
午前11時00分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する 実技

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所生活衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

（ア）住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもの）

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

（イ）ふぐ処理従事証明書

（ウ）1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

（エ）視覚若しくは精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書

（申請前1月以内のもの）

（オ）履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び保健衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成27年1月5日（月曜日）から平成27年1月19日（月曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成27年1月19日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成27年3月27日（金曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び保健衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は保健衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

解散した清算法人赤熊土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定によ

り次のように公告する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
下田 玉利	田川市大字伊田4887番地1
永野 安彦	田川市大字伊田4889番地
篠原 孝則	田川市大字伊田5043番地

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
黒田土地改良区	平成26年11月25日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市泊字カツラギ764番4及び764番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区梅林三丁目21番15号
日高 輝久

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市八坂489番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市田主丸町石垣1291番地の6
社会福祉法人 ひじり会
理事長 鬼塚 俊一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字若山645番1及び645番50から645番58まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号 日本生命博多駅前ビル2階
積和不動産九州株式会社
代表取締役 広松 幹雄

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成26年12月19日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る入札参加申請（書）を期限までに提出し、確認を受けた者、かつ、機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
平成27年3月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。)

平成27年1月21日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 平成27年1月5日(月)15時00分までに原則として電子入札システムにより入札参加申請を行い(紙による入札の場合は入札参加申請書を提出し)、入札参加の確認を受けた者

(5) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務センター調達班に平成27年1月13日(火)15時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成26年12月5日(金)から平成27年1月5日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(最終日は午後3時00分まで)5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

ア 郵送する場合 平成27年1月20日(火)午後5時00分

イ 電子及び持参する場合 平成27年1月21日(水)午後4時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成27年1月22日(木)午後2時00分

※紙入札者は平成27年1月22日(木)午後1時45分までに集合すること。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、平成27年1月29日(木)午後2時00分に再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用に

より入札した場合を含む。）

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

The unit-price contract concerning copy service

(2) Time Limit of Tender

4:00 PM on January 21,2015

(3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月5日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社カガミ

(2) 所在地

福岡市東区馬出一丁目21番18-103号

(3) 代表者

代表取締役 各務 理恵

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成26年11月28日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至ったため。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第329号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年1月27日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第330号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年12月5日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年1月16日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター	小倉南警察署
平成27年1月22日（木） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町三丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署
平成27年1月23日（金） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警部交番 会議室	田川警察署
平成27年1月28日（水） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町三丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ

と。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第331号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年12月5日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年2月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年2月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。